**○総務省
農林水産省
国土交通省告示第十一号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年十月一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第六条の三第十三項及び第二十八条の九第十四項の規定に基づき、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

半島振興対策実施地域の名称	地区	計画を策定した者	計画の期間
渡島	北海道北斗市	北斗市長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
	北海道茅部郡森町	森町長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
	北海道二海郡八雲町	八雲町長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
下北	青森県むつ市	むつ市長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで
男鹿	秋田県潟上市（旧天王町の区域に限る。）	潟上市長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
南房総	千葉県夷隅郡御宿町	御宿町長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
紀伊	和歌山県西牟婁郡上富田町	上富田町長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
丹後	京都府京丹後市	京丹後市長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで
江能倉橋島	広島県江田島市	江田島市長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
東松浦	佐賀県東松浦郡玄海町	玄海町長	平成二十五年七月一日から平成三十年三月三十一日まで
西彼杵	長崎県西海市	西海市長	平成二十五年六月一日から平成三十年三月三十一日まで
宇土天草	熊本県上天草市	上天草市長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
大隅	鹿児島県曽於郡大崎町	大崎町長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
薩摩	鹿児島県指宿市	指宿市長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
	鹿児島県日置市	日置市長	平成二十五年八月一日から平成三十年三月三十一日まで

○財務省告示第三百十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四回	六千二百七十二万円	六千二百六十六万五千三十円
〃	第五回	七千三百四十三万円	七千三百三十五万九千七百九十六円
〃	第六回	六千五百七十四万円	六千五百六十七万千九百十二円
〃	第七回	八千八百六十一万円	八千八百四十六万千七百四十八円
〃	第八回	二億八千五百十九万円	二億八千四百六十九万九十四円
〃	第九回	七千三百九万円	七千二百九十三万二千七百八十円
〃	第十回	一億六千六百二十四万円	一億六千五百八十一万六千百六十八円
〃	第十一回	一億九千八百五十七万円	一億九千八百十五万八千六百六十六円
〃	第十二回	一億千七百十六万円	一億千六百九十三万五千九百六十四円
〃	第十三回	九千六百七十三万円	九千六百五十七万五千八百七十六円
〃	第十四回	三億六千二百四十一万円	三億六千百八十万三千六百二十八円
〃	第十五回	一億三千百九十七万円	一億三千百七十八万七百四十二円
〃	第十六回	二億三千九百四十二万円	二億三千九百九万五千七百十円
〃	第十七回	二億四百一万円	二億三百七十三万三千六百八十四円